



島根県報

令和7年3月31日（月）

号外 第 3 2 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則 (学 校 企 画 課) 2

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 2

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 2

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則 3

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 3

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 3

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則 4

【人委細則】

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則 4

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第8号

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項第2号中「、条例第22条の9第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第12号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3知事の事務部局の部職名の欄中「地域医療対策監」を削り、「西部県民センター総務管理部長」を「西部県民センター副所長」に、「防災航空管理所長」を「防災航空管理所長 統括防災危機対策監」に改め、「（西部県民センター総務管理部長を除く。）」、「防災危機対策監」及び「原子力安全対策監」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第13号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「職員採用経験者試験」の次に「及び社会人キャリア採用試験」を加える。

別表第18備考5(4)中「及び児童心理司」を「、児童心理司及び心理支援員」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第14号

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限を委任する規則（昭和37年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び面接試験」を「、面接試験及び特技加算」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第15号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「医療統括監 地域医療対策監」を「医療統括監」に、「人事課及び総務事務センター」を「人事課、総務事務センター及び健康福祉総務課（健康危機管理・保健所支援スタッフに限る。）」に、「人事課、総務事務センター、健康福祉総務課（健康危機管理・保健所支援スタッフに限る。）」を「人事課及び総務事務センター」に改め、同部県民センターの項中「所長」を「所長 副所長」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第16号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「第17条第1項第2号」を「第17条第1項第3号」に改め、「、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に規定する家畜伝染病のうち」及び「並びに人事委員会がこれらに相当すると認める家畜の伝染性疾病」を削り、同条第3項中「第17条第1項第3号」を「第17条第1項第4号」に改める。

第13条第1項を削り、同条第2項中「第18条第1項第3号」を「第18条第1項第1号」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第18条第1項第4号」を「第18条第1項第2号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第18条第1項第4号」を「第18条第1項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第18条第1項第5号」を「第18条第1項第3号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第18条第1項第5号及び第6号」を「第18条第1項第3号及び第4号」に改め、同項を同条第5項とする。

第14条第2項中「浜田保健所環境衛生部検査課の職員のうち前項の業務を主たる職務とする職員及び」を削る。

第26条第2項中「第39条第5項」を「第39条第6項」に、「もの」を「職員」に改め、同条第3項中「第39条第5項」を「第39条第6項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第17号

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則（平成16年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「及び給与係」を「、給与係及び総務企画スタッフ」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

令和7年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会細則第1号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表知事の事務部局の部本庁の項中

「 防災危機 対策監 原子力安 全対策監 」	を	「 統括防災 危機対策 監 」	に改め、同部地方機関の項中
---------------------------------------	---	-----------------------------	---------------

「
部長
特別調査
監
」

を

「
副所長
部長
特別調査
監
」

に、

「
農業技術セン
ター
」

			課長	部長		所長	
--	--	--	----	----	--	----	--

」

を

「 農業技術セン ター					課長 主席農業 普及員	部長		所長		
-------------------	--	--	--	--	-------------------	----	--	----	--	--

に、 「 統括調整 監 技術専門 監 管理所長 (空港)	を	「 統括調整 監 上席技術 専門監 技術専門 監 管理所長 (空港)	に改め、同項及び同表教育委員会の部教育機関の項中「※専門幹」を削り、共通
---	---	--	--------------------------------------

の部中	「 ※専門員 専門※	を	「 ※専門員 専門※	※専門幹 に改め、別表の2の表警察の部中
-----	------------------	---	------------------	-------------------------

「 交通機動隊			主任	係長 方面副隊 長	副隊長 方面隊長 指導官	副隊長 方面隊長 指導官	隊長	隊長		
------------	--	--	----	-----------------	--------------------	--------------------	----	----	--	--

を

「 交通機動隊			主任	係長 小隊長	副隊長 指導官	副隊長 指導官	隊長	隊長		
------------	--	--	----	-----------	------------	------------	----	----	--	--

に改め、別表の5の表知事の事務部局の部本庁の項中	「 医療統括監 地域医療対策監	を	「 医療統括監	に改める。
--------------------------	-----------------------	---	------------	-------

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。